

令和 5 年 度 第 3 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

5 . 6 . 9

第 3 回 笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和5年6月9日 午前 9時30分

2 開会日時 令和5年6月9日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和5年6月9日 午前10時30分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏名	出欠等 の別	議席 番号	氏名	出欠等 の別
1	三宅勝二		8	鹿嶋耕三	
2	櫛田繁造		9	片岡芳和	
3	仁井名雅子		10	大平貴之	
4	梶田宏一		11	天野平之進	
5	仁科智之		12	西江務	
6	北村卓士		13	守屋映男	
7	佐内繁文				

5 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
推進委員	馬上百生	推進委員	西江敬一
推進委員	奥野きたこ	推進委員	藤田潔
推進委員	藤原美代子	推進委員	大平章之
推進委員	大本憲治	推進委員	枝木俊彦
推進委員	畦崎友梨	推進委員	守屋芳明
推進委員	林和美	事務局長	木南達昭
推進委員	西山博行	事務局次長	松枝大作
推進委員	桑田圭介	主事	西山彰人
推進委員	西山雅子	主事補	小川航平

	氏名		氏名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 9 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 10 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 11 号	農用地利用集積計画（案）の決定について
報告第 6 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知について
報告第 7 号	解約証書の受理について
報告第 8 号	農作業等受委託契約書の受理について
議案第 12 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(追加議案)
そ の 他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会会長

5 番委員

6 番委員

事務局	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和5年度第3回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただ今から、第3回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を5番仁科委員さん、6番北村委員さん、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議案第9号「農地法第3条第1項の規程による許可申請について」ナンバー11号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー11号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲渡人は相続にて農地を取得しておりますが、市外に居住しており管理が困難となっております。この度、空き家バンクに付随する農地として譲受人と話がついたため、所有権移転を行うものです。令和5年度第2回農業委員会で、〇を含む〇筆での申請でしたが、耕作の実現性が低いとのことで保留となっておりますが、申請地の見直しを行い再度上程するものです。</p> <p>譲受人はこれまで営農経験はないですが、自宅に隣接する畑1筆のみ取得するとのことで、野菜の耕作は可能と思われま。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー12号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

	す。
事務局	<p>ナンバー12号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲渡人は、現在労力不足により農地の管理が難しくなっており、この度隣接する土地に自宅を建設する予定の譲受人と話がついたものです。</p> <p>譲受人は、草刈機や耕耘機の操作には慣れており、3年程家庭菜園の経験がありますが、自身で農地を取得し営農するのは初めてとのことで、営農計画書の提出があります。</p> <p>申請地は、法面ですが、果樹と野菜を自家消費のために作付する予定であり、耕作者は〇歳代の夫婦2人のため耕作は十分可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	先日推進委員の方と現地確認に行つて参りました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー13号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー13号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲渡人は市外に居住しており、住宅の売却に伴い付随する農地の売却も考えており、この度空き家バンクで売買の話がまとまったとのことです。申請地の面積は〇㎡ほどであり、実質住宅敷地の一画での家庭菜園程度の農地と見えます。また、現在作付もされている状態であるため、譲受人は農業経験がないものの、夫婦2人で引き継いで耕作するのは十分可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしております。</p>

	以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー14号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー14号でございます。〇〇へ参ります3条の所有権移転(特定遺贈)でございます。 譲受人はこの度、特定遺贈にて申請地を譲り受けるものですが、現在申請地は譲受人の〇により耕作がされております。譲受人は農業経験はありませんが、取得する農地は自宅に隣接し、面積も〇㎡であり、引き続き〇の協力も得られることから、耕作は十分可能と考えられます。 なお、特定遺贈について、公正証書遺言にてその事実を確認済です。 農地法第3条第2項各号に定められております取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしております。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	先日推進委員の方と現地確認に行って参りました。譲受人とお会いすることができました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー15号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー15号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。 相続にて取得した申請地について、管理が困難であった譲渡人から、農業経

	<p>験のある譲受人へ売買することで話がついたものです。申請地は、譲受人自宅の隣地であり、譲受人は稲作をするだけの経験、農機具を有していることを確認しております。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	先日推進委員の方と現地確認に行って参りました。農業機具も確認済です。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー16号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー16号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(贈与)でございます。</p> <p>申請地について、現在譲受人は譲渡人より賃貸借にて借り受けております。この度、譲受人である法人における事業の継続性を確実にするため、賃貸借を解約し、所有権を取得しようとするものです。譲受人は農地所有適格法人としての資格を有していることを確認しており、これまでの営農実績も認められます。また、この度の申請による耕作面積の変更はありません。</p> <p>現在締結している賃貸借権については、本申請の許可後、登記完了前日付という内容の合意解約通知を受理しております。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー17号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー17号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>譲受人、譲渡人は元々本家、分家の関係であり、県外で居住する譲渡人が管理ができないことから、申請地の隣地に住む譲受人が管理をしておりました。この度、権利関係を整理することとなり、贈与で話がついたとのことです。譲受人は夫婦二人で耕作をしておりますが、傾斜地には柿や梅、びわ等を植え、比較的平地な畑にはイノシシ対策の柵をしたうえで、ジャガイモ、ニンニク等の野菜を育てているところを確認しており、耕作能力等に問題はないと考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー18号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー18号でございます。〇〇、〇〇、〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>この度、農地の所有者3名とも遠方に居住しており、管理が不可能となっていた申請地について、申請地の隣接地に居住している譲受人に贈与することで話がついたものです。譲受人は農業経験はないものの、今回の申請地の管理を行ってきた経緯があり、また、申請地も狭小であることから今後も引き続き耕作を十分行えると考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がない</p>

	<p>こと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>先日推進委員の方と現地確認に行つて参りました。譲受人とお会いすることができ、申請地が管理されていること、農機具が揃っていることを一緒に確認しました。事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー19号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー19号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>譲渡人は、遠方に居住しており、管理が不可能となつていた農地について、市内に居住し、申請地の近隣に実家のある譲受人へ売買にて譲り渡すことで話がついたとのことでした。</p> <p>譲受人は農業経験はあるものの、自身で農業経営を行うのは初めてのため、営農計画書の提出があります。申請地2筆については、野菜を作付けすることです。2枚で〇㎡ほどの面積であり、管理は十分可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>先日推進委員の方と現地確認に行つて参りました。また、譲受人と直接お会いして面談もしました。元々の営農計画書が稲作をするという内容でしたが、2筆あるうちの1筆は畦がなく、水がたまるようには見受けられませんでした。水利組合の方に伺つたところ、実際に水を引くことは不可能であるとのことだったため、このままでは許可にはならないと譲受人に伝えました。その後、事務局へ相談に行かれた譲受人から、水稻ではなく野菜の作付けに変更すると話があり、営農計画書もその内容に変更されていることを確認しました。この内容であれば、事務局の説明のとおり問題なしと判断致し</p>

	ます。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー20号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー20号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は空き家バンクを通して、農地付きの住宅を探しており、この度話がまとまったものです。譲受人はこの度新たに農業を始めるにあたり、取得する農地については順次草刈り等を進めているところです。近隣に住まれる農業者から農機具を借りたり、アドバイスを受たりできる環境であることを現地調査の際に確認しております。</p> <p>申請地は合計〇㎡と新規で農業を始めるには面積的に広めではありますが、〇〇と2人での耕作に加え、近所の力添えも期待できることから、農地の管理は可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	先日推進委員の方と現地調査に行って参りました。まだ半分ぐらひは草が生えている状態で、まだこれから管理をしていかれる状況です。近所の方がいろいろアドバイスをしていただくとの内容でしたが、ちょうど行つた際にその方がおられたので、十分支援をしていただきたいということをお伝えして帰ってきました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー7号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	ナンバー7号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転

	<p>(売買)でございます。申請地は、〇〇の畑1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は一般住宅、施設の概要は居宅1棟、車庫1棟でございます。</p> <p>申請者はこの度、申請地を転用し、居宅を建築したいとのことです。申請者は現在借家住まいですが、〇歳と〇歳の子の成長に伴い、手狭となっております。また、夫婦二人の出身は〇〇地方であり、近隣に身寄りがないため、知人が住んでおり、会社に通える距離にある〇〇地区で住宅建設地を探したところ、物件の数も少なく、申請地のほかに代替できる土地がなかったとのことです。これらの事情により、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当と思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、申請地と隣接地の境界部分にブロック擁壁を設置するため、土砂の流出はないものと思われます。雨水排水につきましては、擁壁内周に排水路・沈殿柵を設け、既存排水路に接続し、生活雑排水につきましては、合併処理槽に接続し、直接既存の排水路に流入しないようにするとのことで、問題ないと思われます。また、予定建築物は高さ8m程度であり、周囲の農地への日照・通風に問題は無いと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	ここは先ほどの3条申請で出ていた案件のところ、先日譲受人の方と電話で話させていただきました。事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー8号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー8号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の使用貸借権設定(永年)でございます。申請地は、〇〇の田1筆と畑1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は一般住宅、施設の概要は居宅1棟でございます。</p> <p>譲受人は、譲渡人の義理の息子であり、子の成長に伴い、借家が手狭となっているため、農地を転用し住宅を建設したいとのことです。申請者夫婦は共働きであり、子育てにおいて支援が必要であるため、両親の居宅の隣接地に新築する計画です。譲受人は土地を所有しておらず、また、譲渡人の所有する土地の中でも譲渡人の自宅隣地の申請地以外に適した土地は無いと思われます。申請地は第2種農地ではありますが、先ほど述べた理由から代替性要件を満たしており、許可妥当と思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、申請地と隣接地の境界沿いには既存のコンクリー</p>

	<p>トブロックがあるため、土砂の流出はないものと思われます。雨水排水につきましても、申請地敷地内に表面排水勾配を確保し、最終柵には泥溜めを設け、既存排水路に接続するとのことで、問題ないと思われます。生活雑排水につきましても、合併浄化槽を経て、既存排水路に接続するとのことで、問題ないと思われます。また、予定建築物は一般住宅であるため、周囲の農地への日照・通風に問題は無いと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第11号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>令和5年6月16日の公告予定でとりまとめております。一般分については、1～5年の設定対象筆数が3筆、設定対象面積が2,293㎡、設定対象人数が1人。10年以上の設定対象筆数が13筆、設定対象面積が15,329㎡、設定対象人数が1人。合計といたしましては、設定対象筆数が16筆、設定対象面積が17,622㎡、設定対象人数が2人となっております。</p> <p>これらの案件はすべて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願いいたします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願いいたします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願いいたします。
会長	<p>決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして議案第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ナンバー5号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー5号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は、〇〇の田1筆、農地区分は農用地区域内農地、転用目的は農地改良、施設の概要は盛土(0.8m)でございます。</p> <p>申請者はこの度、申請地の水路が高く、水田が水没するため嵩上げをし、今後は畑として利用出来る状態にしたいとのことです。</p> <p>農地改良後はキャベツ、白菜などを作付する予定としております。</p> <p>盛土工事に関しましては、申請地と隣接地の境界部分にコンクリートの大型ブロックを設置し、土砂の流出を防ぐとのことです。また、雨水は自然浸透にて対応するとのことです。なお、当該申請地は、許可を得る前から着工していたため、始末書が提出されております。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、報告第6号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、報告第7号「解約証書の受理について」、報告第8号「農作業等受委託契約書の受理について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局会長	<p>(1) 次回農業委員会 7月4日(火)午前9時30分から 分庁第4 2階大会議室</p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国農作業安全確認運動(シール) ・キックオフの出席について ・活動記録簿のStockでの提出について <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>